

全建労発第1号
令和2年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

今後の働き方改革への取組について（継続）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における働き方改革の推進につきましては、平成29年9月に策定した「働き方改革行動憲章」等に基づき、地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けて各都道府県建設業協会及び会員各企業と共に取り組んでいるところです。

本年4月から、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を内容とする働き方改革関連法が施行され、働き方改革に関する着実な取組の展開が求められるところです。

このため、今年度におきましても長時間労働を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」への取組を着実に進めるため、「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動の展開を柱とする以下の取組を継続して行うことといたします。

今後、貴協会の会員各企業の皆様に、下記事項の実施についてご周知いただき、本取組の趣旨をご理解の上、具体的な取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

1 「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動の実施

会員各企業において、令和6年度からの建設業への長時間労働の罰則付き上限規制の一般則の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に、「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動を今年度も継続していただきたいこと（別紙1を参照して下さい）。

継続に伴い、前年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、前年度比毎月プラス1日の休日確保を目標としていただきました

いこと（本運動の周知に当たっては、全建作成のポスターの活用も図っていただきたいこと（別紙2を参照して下さい。）。

なお、最終目標とする4週8休が確保された会員各企業におかれましては、自ら「4週8休実現企業」として宣言していただき、当該企業の魅力発信に繋げていただきたいこと。

※ 災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

※※ 有給休暇は、従業員の権利として付与されるものであることから、有給休暇取得による休暇を、今般の取組の休日としてカウントすることはできません。

2 社会保険加入対策

前年度に引き続き、工事の種別に関係なく、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加入企業に限定する取組を行っていただきたいこと（別紙3を参照して下さい。）。

※ 適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については、個人事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

3 公共工事設計労務単価の改訂を受けた取組

技能労働者への適切な水準の賃金支払い等を確保するため、本年3月から適用された公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、前年度に引き続き、会員各企業が直接契約を取り交わす下請契約に当該労務単価改定分が反映されるよう、全建として対外的に「単価引上げ分アップ宣言」を行うとともに、会員各企業の皆様には、その趣旨をご理解いただき、今回の引上げ分の下請契約における反映を徹底していただきたいこと。なお、今回の単価引上げ分アップ宣言に対応する単価引上げは、「引上げ率」ではなく「引上げ金額」で対応していただきたいこと（別紙4を参照して下さい。）。

以上

担当：労働部 高森
吉田